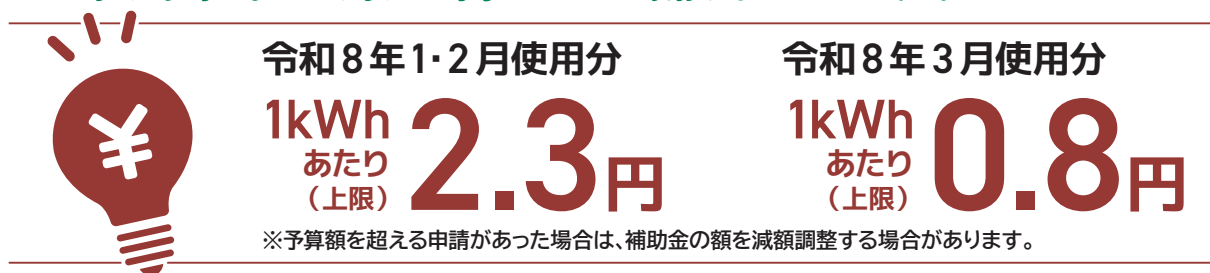


新潟県特別高圧電力 利用事業者等 支援事業補助金

申請受付期間

令和8年 4月15日(水) ▶ 5月15日(金)

特別高圧電力価格高騰の影響を受ける
県内中小企業の皆さまに補助金を交付します!



補助対象となる事業者

新潟県内で事業を営む中小企業(みなし大企業は除く)のうち、以下の要件をすべて満たす事業者

1. 県内の事業所(工場、事務所、商店等)で事業を行っている中小企業、ただし、みなし大企業は除く。
2. 小売電気事業者から特別高圧契約に基づく電力供給を受け、電気料金を負担している者(小売電気事業者と直接契約関係にない(工業団地や商業施設等に入居している)事業者を含むが、使用する電力量(kWh)が明確でない場合は補助対象外とする。)
3. 公序良俗に反する事業及び公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業に該当しないこと
4. 本補助金受領後も事業を継続する意思がある者
(詳しくは裏面をご覧ください)

申請方法

下記特設サイトにある申請様式により申請を行ってください。

- ・ 必要書類をご入力後、メールにて事務局あてに提出いただきます。
- ・ 申請に必要な情報および書類については、特設サイトの「申請手続きについて」をご覧ください。

詳細は特設WEB・公募要領をご覧ください。申請についてご不明な点はお気軽にお問合せください。

お問い合わせ先

TEL 050-3032-7283

【受付時間】平日 10:00~12:00/13:00~17:00 (通話料がかかりますのでご注意ください)

【特設サイト】 <https://eecp.or.jp/ehv08/> 新潟県特別高圧電力 検索



一般社団法人

環境省エネ推進研究所

【事務局】〒950-2035 新潟県新潟市西区新通4-51番地

新潟県特別高圧電力利用事業者等支援事業補助金

事業の概要

申請受付期間：令和8年5月15日(金)まで

補助対象者

次に掲げる1～4の要件をすべて満たす事業者。

1. 県内の事業所(工場、事務所、商店等)で事業を行っている中小企業、ただし、みなし大企業は除く。
2. 小売電気事業者から特別高圧契約に基づく電力供給を受け、電気料金を負担している者(小売電気事業者と直接契約関係がない(工業団地や商業施設等に入居している)事業者を含むが、使用する電力量(kWh)が明確でない場合は補助対象外とする。)
3. 公序良俗に反する事業及び公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条第5項及び同条第13項第2号により定める事業等)に該当しないこと。
4. 本補助金受領後も事業を継続する意思がある者(別途県が定める様式等の提出により確認)ただし、上記に該当する場合でも、以下に列挙する事由のいずれか一つでも該当する場合は除く。
 - ・「みなし大企業」
 - ・ 国、県、市町村その他これらに準ずるもの
 - ・ 新潟県が出資している法人
 - ・ 反社会的勢力に属するまたは関連する者(要綱第3条第1項各号に該当する場合)

補助申請者

補助申請は、次に掲げる事業者等のいずれかが行うこと。

1. 小売電気事業者と直接契約を結び、特別高圧電力を利用している中小企業
2. 小売電気事業者と直接契約を結ばずに、特別高圧電力を利用している中小企業(工業団地や商業施設等に入居している事業者)

補助金額

令和8年1月から3月までに使用した特別高圧電力量に以下の単価を乗じた額

- 令和8年1・2月の電力量：2.3円/kWh(上限)
- 令和8年3月の電力量：0.8円/kWh(上限)

※予算額を超える申請があった場合は、補助金の額を減額調整する場合があります。

申請から補助金交付までの流れ

申請にあたって、以下の書類をご提出いただくことが条件となっております。書類が準備可能かご確認の上、申請をお願いいたします。

① 申請書類チェック表 ②補助金交付申請書兼実績報告書 ③申請者の概要 ④誓約書

⑤ 特別高圧電力の受電契約が確認できるもの(検針票、請求書等の写し)

ただし、直接受電契約を結んでいない場合は、受電契約者が別記第1号様式の4を提出することで提出にかえることができる

⑥ 履歴事項全部証明書(個人事業主は青色申告決算書の写し)⑦出資比率を明らかにする書類(株主総会資料等)

⑧ 県税納税証明書(発行から3か月以内のもので、全ての県税に未納がないこと)⑨使用電力量報告書

⑩ 各月の使用電力量の根拠書類(検針票、請求書等の写し等)

ただし、直接受電契約を結んでいない場合は施設管理者等からの請求書等の写しでよい

⑪ 振込先となる通帳の写し

※ ②～④、⑨は指定の申請様式を使用すること

申請書類提出

補助金の申請書類および必要な添付書類、実際に使用した電力量などをご報告いただきます。必要に応じて、事務局より書類の修正や資料の追加をお願いする場合がございます。

補助金額の審査

申請書類の内容が適正かを事務局にて審査いたします。

補助金交付決定・補助金額確定

申請期間終了後に補助金交付金額が確定します。

補助金交付

交付は、補助金額確定後に行います(令和8年6月下旬頃の予定)。

詳細は特設WEB・公募要領をご覧ください。申請についてご不明な点はお気軽にお問合せください。

お問い合わせ先

TEL 050-3032-7283

【受付時間】平日 10:00～12:00 / 13:00～17:00 (通話料がかかりますのでご注意ください)

【特設サイト】 <https://eecp.or.jp/ehv08/>

新潟県特別高圧電力 検索



一般社団法人

環境省エネ推進研究所

【事務局】〒950-2035 新潟県新潟市西区新通4-51番地